

下水道使用料の改定(案)について ※新宮地域の光都を除く

1 下水道使用料の改定理由

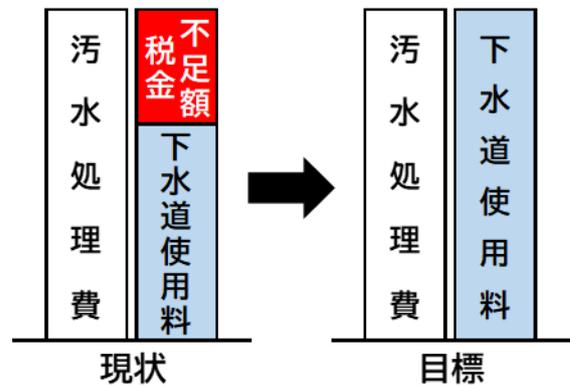
下水道事業の運営に要する経費（汚水処理費）は、下水道使用料で経費を賄う「受益者負担」が原則となっています。

しかしながら、たつの市では、汚水処理費の全額を下水道使用料で賄うことができておらず、毎年約5億円の収入不足が発生し、税金等（一般会計からの繰入金）で補てんしています。

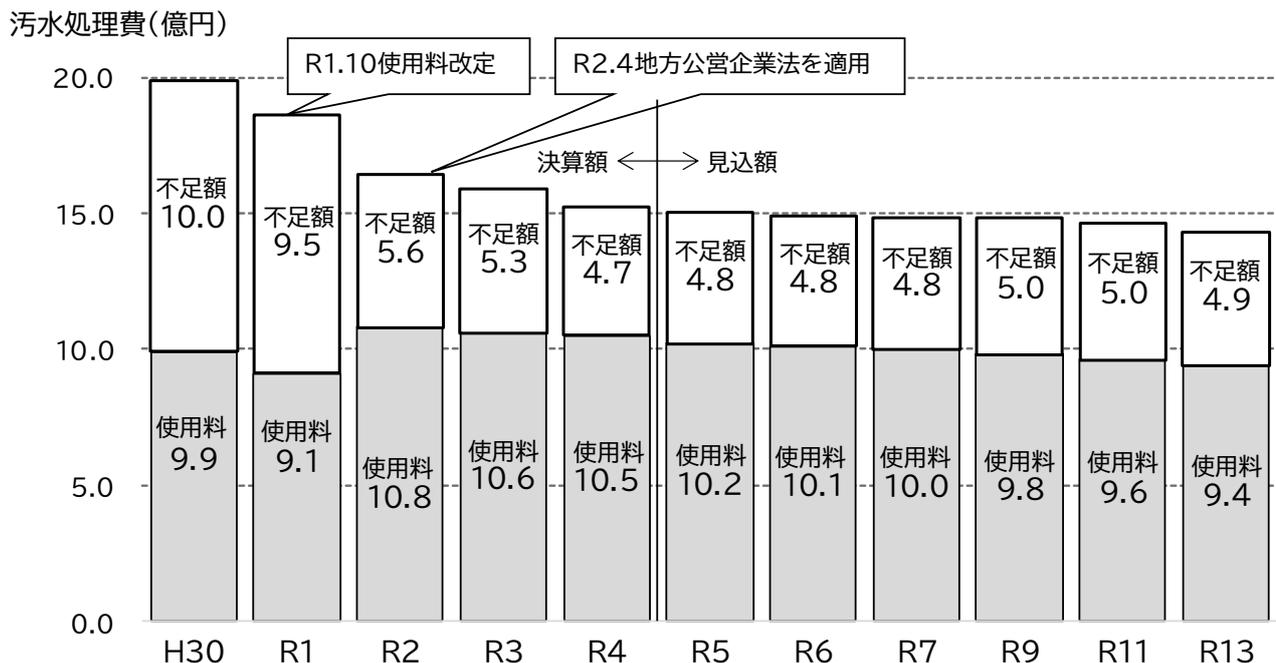
収入不足対策として、下水道未接続者への水洗化啓発による下水道使用料の増収や下水道処理施設の統廃合による汚水処理費の削減等を進めていますが、それだけでは収入不足を賄うことができないため、使用料改定が避けられない状況です。

また、国は、本市のように汚水処理費のすべてを下水道使用料で賄っていない市町に対して、下水道使用料の改定を行うよう求めています。

今回の使用料改定は、前回の改定（令和元年10月）に引き続き、税金に頼っている経営状態の改善に加え、下水道施設の老朽化や人口減少等による収入の減少に対応し、将来にわたって安定的かつ持続的に下水道事業を運営するために行います。



汚水処理費における収入不足額



2 下水道使用料の改定(案)

[使用料改定日]令和7年4月1日

[改定率と効果額]改定率:平均 20% 効果額:約2億円の増収

※急激な負担の増加を避けるため 20%の改定とします。

●改定案(1カ月当たりの税抜金額)

使用水量区分		現行単価	改定案単価	増加額
基本使用料 10 m ³ 以下		900 円	1,080 円	180 円
従量 使用料 (円/m ³)	10 m ³ 超 20 m ³ 以下	130 円	160 円	30 円
	20 m ³ 超 40 m ³ 以下	160 円	190 円	30 円
	40 m ³ 超 100 m ³ 以下	200 円	240 円	40 円
	101 m ³ 超	220 円	260 円	40 円

●主な使用水量ごとの使用料(2カ月当たりの税込金額)

2カ月水量	現行使用料	改定案使用料	増加額
20 m ³ 以下	1,980 円	2,376 円	396 円
30 m ³	3,410 円	4,136 円	726 円
40 m ³	4,840 円	5,896 円	1,056 円
50 m ³	6,600 円	7,986 円	1,386 円
100 m ³	16,280 円	19,536 円	3,256 円
200 m ³	38,280 円	45,936 円	7,656 円

[近隣市町との比較]

下水道使用料の改定は、多くの市町で検討されています。近隣市町では、令和4年4月に相生市、令和5年7月に太子町が使用料改定を実施しています。

●近隣市町との下水道使用料の比較(2カ月当たりの税込金額)

2カ月水量	相生市	太子町	たつの市 (改定案)	宍粟市	姫路市	赤穂市
0 m ³	2,580 円	2,904 円	2,376 円	2,420 円	1,892 円	1,936 円
10 m ³	2,580 円	2,904 円	2,376 円	2,420 円	2,079 円	1,936 円
20 m ³	3,042 円	2,904 円	2,376 円	2,420 円	2,266 円	1,936 円
30 m ³	4,791 円	4,554 円	4,136 円	3,960 円	3,762 円	3,421 円
40 m ³	6,540 円	6,204 円	5,896 円	5,500 円	5,258 円	4,906 円
50 m ³	8,751 円	7,854 円	7,986 円	7,040 円	7,150 円	6,391 円
100 m ³	20,818 円	17,864 円	19,536 円	16,060 円	17,930 円	15,136 円
200 m ³	47,768 円	43,714 円	45,936 円	38,060 円	42,900 円	37,136 円
	高い ← 標準的な一般家庭の使用料 (2カ月 40 m ³) → 安い					

(資料:各市町の下水道条例から算出)

(参考)下水道使用料の計算方法

例:2カ月の使用水量が 53 m³の場合

①使用料は1カ月ごとに計算します。

使用水量 53 m³ (2ヶ月分) を 26 m³ (1カ月分) と 27 m³ (1カ月分) に分けて計算します。 ② ③

②26 m³(1カ月分)の使用料を計算します。

使用水量区分		税抜単価	→	使用水量	=	使用料 (税抜き)
基本使用料 10 m ³ 以下		1,080 円	→	10 m ³	=	1,080 円
従量 使用料 (円/m ³)	10 m ³ 超 20 m ³ 以下	160 円	×	10 m ³	=	1,600 円
	20 m ³ 超 40 m ³ 以下	190 円	×	6 m ³	=	1,140 円
	40 m ³ 超 100 m ³ 以下	240 円	×	0 m ³	=	0 円
	101 m ³ 超	260 円	×	0 m ³	=	0 円
			計	26 m ³	=	3,820 円

③27 m³(1カ月分)の使用料を計算します。

使用水量区分		税抜単価	→	使用水量	=	使用料 (税抜き)
基本使用料 10 m ³ 以下		1,080 円	→	10 m ³	=	1,080 円
従量 使用料 (円/m ³)	10 m ³ 超 20 m ³ 以下	160 円	×	10 m ³	=	1,600 円
	20 m ³ 超 40 m ³ 以下	190 円	×	7 m ³	=	1,330 円
	40 m ³ 超 100 m ³ 以下	240 円	×	0 m ³	=	0 円
	101 m ³ 超	260 円	×	0 m ³	=	0 円
			計	27 m ³	=	4,010 円

④1カ月ごとに計算した使用料を合計し消費税等相当額を加算します。

$$\left(\frac{3,820 \text{ 円}}{\text{②}} + \frac{4,010 \text{ 円}}{\text{③}} \right) \times 1.1 = \underline{\underline{8,613 \text{ 円}}}$$

(参考)Q&A

Q この使用料改定は決定なのか。

A 市の方針としてはこの改定案のとおりですが、この市民説明会でいただいたご意見は市長や幹部に報告いたします。そのうえで、令和6年9月の市議会に条例改正案を上程し、市議会での審議を経て議決いただければ、令和7年4月に使用料を改定いたします。

Q 水道料金も改定するのか。

A 今回の改定は、下水道使用料のみです。
現時点での水道料金の改定予定はございません。

Q 市内全域の下水道使用料が改定となるのか。

A 新宮地域の光都（播磨高原広域事務組合上下水道事業所が管轄）を除く市内全域の下水道使用料が改定になります。

Q 水洗化率(下水道接続率)はいくらか。下水道未接続者への対応はどうか。

A 令和6年3月31日現在で95.5%（前年度95.2%）です。
下水道未接続者へは、臨戸訪問等による水洗化啓発を実施しています。

Q 下水道施設の統廃合とはどういうことか。

A たつの市の汚水処理は、約90%を県が運営する揖保川流域処理場で行い、残りの10%を市内13箇所の処理場で行っています。市内の処理場は、平成2～17年にかけて整備されてきましたが、人口減少等により処理水量が減少傾向となっています。このため、施設の改築更新時期に合わせて、施設の統廃合やダウンサイジング等を行うこととし、改築更新費や維持管理費の圧縮を図っています。

Q なぜこの時期に改定するのか。

A 前回（令和元年10月）の使用料改定において、「今後3～5年の間隔で段階的に使用料を改定することが必要」としていました。今回の改定は、その2回目の改定です。

Q 段階的な使用料改定はいつまで続くのか。

A 今回の使用料改定により、使用料収入が約2億円の増収となることを見込んでいますが、汚水処理費の全額を下水道使用料で賄えない状況が続きます。
今後の使用料改定については、社会情勢の変化や施設の統廃合による経費の縮減等、不確定な要素があるため、おおむね5年ごとに改定を検討いたします。

お問い合わせ先 ■下水道管理課 ☎0791-64-3168

✉gesuidokanri@city.tatsuno.lg.jp